

## 4 3 地方税財源の確保・充実について

(財務省、総務省)

### 【内容】

- (1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止とのバランスを図りつつ、社会経済活動の回復を目指していくために必要な地方一般財源総額を確保・充実すること。
- (2) 景気の悪化や納税の猶予等による地方税収の大幅な減少、その他地方歳入の動向を的確に把握し、セーフティネットとしての地方交付税総額を増額するとともに、臨時財政対策債を抑制し、廃止すること。  
また、本年度の減収については、減収補填債の対象となっていない地方消費税等の税目についても対象とするなど、必要な補填措置を講じること。
- (3) 財政融資資金などの公的資金を極力確保するなど、地方債の円滑な資金調達のための支援策を講じること。
- (4) 地方間での財源の取り合いではなく、地方税を充実させ、地方の役割に見合った税財源を確保すること。
- (5) ふるさと納税について、返礼品や控除方法などの更なる見直しを行うこと。

### (背景)

- 愛知県では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するとともに、県民生活や経済活動を守り抜くため、累次の補正予算を編成して対応しているが、今後、地方がそれぞれの地域の実情を踏まえて、感染拡大防止とのバランスを図りつつ、社会経済活動の回復を目指していくためには、地方税財源の確保・充実が不可欠である。
- 我が国の景気は、厳しい状況にあり、本年度の県税収入はリーマン・ショック時以来の当初予算を下回る見込みとなり、9月補正予算において、法人事業税等を400億円減額し、国が講じた資金繰り支援策による県債の増発等により対応しているところである。来年度の県税収入についても、現下の厳しい経済情勢の影響が本格的に現れるため、さらなる大幅な減収になるものと考えられる。また、休業等に伴う公の施設の使用料の収入減や、指定管理者における利用料金の減が生じており、財政運営上無視できない規模にのぼっている。
- 本県では、2008年秋のリーマン・ショックの後、2年間で5,000億円という急激なかつ大幅な税収減に見舞われたが、毎年度徹底した行財政改革に取り組みつつ、交付団体となり、地方交付税や臨時財政対策債などの特例的な県債を活用することで財政運営を行ってきた。こうしたことを踏まえると、来年度に向けては、まずはセーフティネットとしての地方交付税総額の増額が必要である。

- 併せて、臨時財政対策債残高及び償還額の累増は、地方財政全体の持続可能性の観点からも大きな課題であることから、臨時財政対策債を引き続き抑制するとともに、地方交付税法の本来の姿に立ち戻り法定率の引上げ等により交付税原資を拡充し、廃止するべきである。
- また、地方交付税制度における減収補填の対象となっていない地方消費税等の税目についても減収補填債の対象とするなど、大幅な減収対策を講じるべきである。



※1 2018年度までは決算額、2019年度は決算見込額、2020年度は9月補正後予算額。

※2 括弧書きは、地方法人特別譲与税（2009年度～2019年度）及び特別法人事業譲与税（2020年度～）を含めた額。

- 当面、新型コロナウイルス感染症の影響により、地方税収や公営企業の料金収入等への減少影響が避けられない状況においては、円滑な資金調達を図るため、地方債発行の早期同意などの柔軟な対応や、資金の安定的な供給のため、財政融資資金をはじめとする公的資金を可能な限り確保することが求められる。
- 地方税制については、地方法人課税制度のあり方がこれまでに何度も見直されてきたが、根本的な問題は、明治以来、一向に止まることのない東京一極集中の流れである。国においては、これまで実施してきた地方間での財源の取り合いでなく、地方税を充実させ、地方の役割に見合った税財源を確保するとともに、日本全体を活性化させ、税収全体のパイを拡大させることが重要である。
- ふるさと納税制度本来の趣旨に沿った、被災地への支援などへの活用は、「尊い志」を具現化する大変意義深いものであり、本県もふるさと納税制度を活用し、新型コロナウイルス感染症患者受入れ入院医療機関の医療従事者を応援する寄附をお願いしている。一方で、返礼品競争に対しては、令和元年度税制改正の見直しでは、まだ不十分であり、返礼割合を寄附額の1割までとするなど、根本的な解決を図るべきである。

## 4.4 まち・ひと・しごと創生について

(財務省、内閣官房、内閣府)

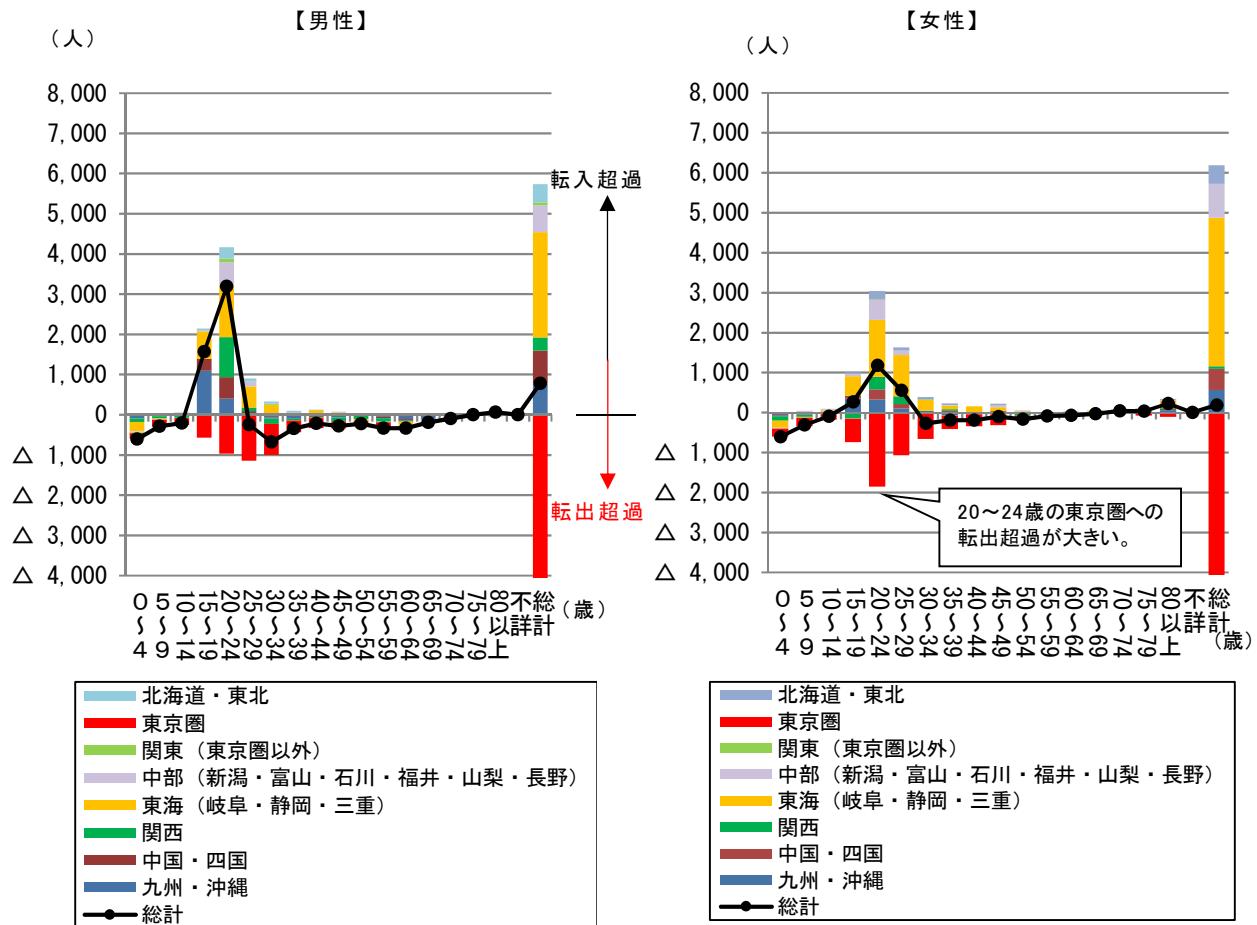
### 【内容】

- (1) 県・市町村の第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の着実な推進について、総合的な支援を図ること。
- (2) 「地方創生推進交付金」については、地方の創意工夫を最大限に生かし、地域の実情に応じた施策に活用できるよう、必要な財源を継続的に確保するとともに、制度運用を柔軟なものとすること。

### (背景)

- 本県では、2020年3月に、2060年に720万人程度の人口を確保するとした第2期「人口ビジョン」と、その実現に向けた5か年（2019～2024年度）の第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、地方創生の実現に向けた取組を、継続的に進めることとしている。
- 我が国の人ロが減少する中にあって、本県の人口は増加を続けている。しかし、本県の人口移動の状況を見ると、男女ともに若年層を中心に転入超過の状況にあるものの、東京圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）に対しては、一貫して転出超過が続いている。特に女性については、就職時にあたる20代前半を中心として、転出超過が顕著となっていることから、こうした若年女性の東京圏への転出超過を抑制することが、本県の地方創生の大きな課題となっている。
- 2020年度は、国・地方とともに、第2期「総合戦略」が開始されることとなるが、長期的な人口の維持を図る「人口ビジョン」の実現に向けた取組を、第2期においても切れ目なく推進していくためには、引き続き、国による情報・人材・財政面での支援が不可欠である。
- また、地方創生推進交付金について、条件不利地域における市町村においては、同交付金の申請要件のうち「官民協働」及び「地域間連携」を満たすことが難しくなっているため、要件の緩和が求められている。

### 愛知県と地域ブロック別の転出入状況（日本人・年齢5歳階級・男女別）（2019年）



出典：総務省「住民基本台帳移動報告」（2019年）

## 4.5 地方分権改革の推進について

(財務省、内閣官房、内閣府、総務省)

### 【内容】

- (1) 地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生において極めて重要なテーマである。このため、国から地方への権限移譲や義務付け・枠付けの見直し等を進め、地方の自主性・自立性を高めるものとすること。
- (2) 地方分権改革に関する提案募集により、本年度分の提案が地方から提出されているが、これらの提案については、地方分権改革有識者会議等も有効に活用しつつ、関係府省と十分な調整を行い、できる限り提案の実現を図っていくこと。  
また、昨年12月に閣議決定された「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」において、引き続き検討するとされたものについては、政府全体として適切なフォローアップを実施し、地方の意見を十分に反映して、具体的な検討と調整を進めること。
- (3) 国から地方への権限移譲について、移譲される事務・権限を地方が円滑に執行できるよう、確実な財源措置を講じ、その内容を明確にするとともに、技術的助言等必要な支援を実施すること。
- (4) 法令による義務付け・枠付けの見直しをはじめとする地方に対する規制緩和等を推進し、地方が自らの判断と責任において施策を実施する仕組みに改めること。
- (5) 国と地方の役割分担に見合うよう、国から地方への大幅な税源移譲を実現すること。
- (6) 道州制の基本的な理念や方針、導入に向けた工程などを定めた基本法を、国民的な議論を喚起しながら、早期に制定し、地方分権改革の究極の姿として道州制の実現を図ること。

### (背景)

- 地方分権改革は、住民に身近な行政ができる限り地方に任せることで、国は、国家の存立の根源に関わるもの、国家的危機管理、真に全国的な視点に立って行わなければならないものなどに国家機能を集約し、国と地方の役割分担を徹底して見直す取組である。自らの判断により、地域づくりができるよう、改革を推進することが必要である。

- 地方分権改革に関する提案募集について、2月から6月上旬にかけて地方からの提案が募集され、現在、内閣府において関係府省との調整が行われている。その際には、地方からの提案をいかに実現するかという基本姿勢に立って、着実かつ強力に進められるべきである。

昨年の提案については、昨年12月23日に、「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」が閣議決定され、内閣府と関係府省との間で調整が行われた地方からの提案178件のうち、140件が「提案の趣旨を踏まえ対応」、20件が「現行規定で対応可能」とされた。「提案の趣旨を踏まえ対応」とされたものの一部は第10次一括法により措置されたが、その他の中には、引き続き検討を行うとされたものもあり、現時点において実質的には提案の実現に至っていないものが多数含まれている。

- 国から地方への権限移譲については、移譲に伴う確実な財源措置を講じ、その内容を明確にするとともに、技術的助言やマニュアルの整備、研修などの支援の実施が必要である。
- 地方分権改革推進委員会の第3次勧告を踏まえ、義務付け・枠付けに関する立法の原則とそのチェックのための仕組みを確立することが必要である。
- 道州制は、広域自治体のあり方を見直すことで、国と地方の双方の政府を再構築しようとするものであり、その導入は地方分権を加速させ、国家としての機能を強化し、国と地方を通じた力強く効率的な政府を実現するものである。

### (参考)

### 地方分権改革の動向

(西暦/年)															
2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020		
4/1 委員会発足 改革推進	5/28 第1次勧告	11/9 ～ 第4次勧告	4/28 第1次 勧告	8/26 ～ 第2次 勧告	6/7 ～ 第3次 勧告	5/28 ～ 第4次 勧告	6/19 ～ 第5次 勧告	5/13 ～ 第6次 勧告	4/19 ～ 第7次 勧告	6/19 ～ 第8次 勧告	5/31 ～ 第9次 勧告	6/3 ～ 第10次 勧告			
→															
4/1 委員会発足 改革推進	5/28 第1次 勧告	11/9 ～ 第4次 勧告	4/28 第1次 勧告	8/26 ～ 第2次 勧告	6/7 ～ 第3次 勧告	5/28 ～ 第4次 勧告	6/19 ～ 第5次 勧告	5/13 ～ 第6次 勧告	4/19 ～ 第7次 勧告	6/19 ～ 第8次 勧告	5/31 ～ 第9次 勧告	6/3 ～ 第10次 勧告	成立 ～ 成立		
[第1次勧告]				【第1次一括法】⇒分権計画を受けて ・義務付け・枠付けの見直し(41法律の改正)				【第5次～第9次一括法】 ⇒提案等に関する対応方針を受けて ・地方公共団体への事務・権限の移譲等 (43法律の改正) ・義務付け・枠付けの見直し等(46法律の改正)				[第2次勧告]			
[第2次勧告]				【第2次一括法】⇒戦略大綱を受けて ・義務付け・枠付けの見直し(160法律の改正) ・基礎自治体への権限移譲(47法律の改正)				【第3次～第9次一括法】 ⇒提案等に関する対応方針を受けて ・地方公共団体への事務・権限の移譲等 (43法律の改正) ・義務付け・枠付けの見直し等(46法律の改正)				[第3次勧告]			
[第3次勧告]				【第3次一括法】⇒第3次見直し、第4次見直しを受けて ・義務付け・枠付けの見直し(72法律の改正) ・基礎自治体への権限移譲(2法律の改正)				【第10次～第14次一括法】 ⇒提案等に関する対応方針を受けて ・地方公共団体への事務・権限の移譲等 (1法律の改正) ・義務付け・枠付けの見直し等(9法律の改正)				[第4次勧告]			
[第4次勧告]				【第4次一括法】⇒事務・権限移譲の見直し方針を受けて ・国から地方への事務・権限移譲 (43法律の改正) ・県から指定都市への事務・権限移譲 (25法律の改正)				【第10次～第14次一括法】 ⇒提案等に関する対応方針を受けて ・地方公共団体への事務・権限の移譲等 (1法律の改正) ・義務付け・枠付けの見直し等(9法律の改正)				[第5次～第9次一括法]			